

第 11 次雫石町交通安全計画の概要

1. 計画の策定にあたって

昭和 46 年度以降、10 次にわたり雫石町交通安全計画を策定してまいりました。

そして、交通安全対策基本法に基づき、各関係機関及び関係団体等と協力し、各般にわたり交通安全対策を強力に実施してまいりました。

その結果、着実な進展をみているところであり、当町における交通事故発生状況は、岩手県全体の傾向と同様、減少傾向にあります。

しかしながら、依然として交通死亡事故が発生しており、平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間で 2 人の方が亡くなっています。

このような状況下で、交通安全を確保するには、各関係機関及び関係団体等との連携はもちろんのこと、町民が主体的になって交通安全活動に参加し、全力で取り組むことが必要です。

本計画は、交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指すため、真に実効あるものにするために作成するものです。

2. 第 10 次雫石町交通安全計画との変更点

(1) 対象期間と目標

対象期間 令和 3 年度から令和 7 年度までの間

年間目標 各年間の死者数（交通事故発生から 24 時間以内の死者数） 0 人

各年間の重傷者数 5 人以下

各年間の踏切事故発生件数 0 件

※年間目標については、県の交通安全計画における年間目標に変更があったことを受け、当町の年間目標も変更しております。

（第 10 次までは、年間の事故発生件数が年間目標に掲げられていましたが、第 11 次計画では、年間の重傷者数が掲げられました。）

(2) 所要の整理

第 11 次岩手県交通安全計画に基づき、文言の所要の整理を行います。

第 10 次からの主な変更点は、下記の通りです。

①「自転車の安全走行」や「自転車の安全利用」に関わる内容が追加されます。

②「横断歩行者の安全確保」に関わる内容が追加されます。